

別表第1

「医療的ケア」について

次の①～⑱のいずれかに該当するものをいう。

①点滴の管理	⑩留置カテーテル
②中心静脈栄養	⑪咽頭エアウェイ
③ストーマ（人工肛門）の処置	⑫吸引（気管、鼻腔、口腔）
④酸素療法	⑬導尿
⑤レスピレーター（人工呼吸器）	⑭吸入
⑥気管切開の処置（カニューレ交換、消毒等）	⑮摘便、洗腸などの排便管理
⑦疼痛の看護（鎮痛薬の点滴や注射 等）	⑯てんかん発作時の処置や対応
⑧経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう）	⑰インスリン注射
⑨褥瘡の処置	⑱その他医療的ケアと県が認めたもの

別表第2

「重症心身障害児(者)等」について

次の①～②のいずれかに該当するものをいう。

①医療ケア及び常時介護が必要な重症心身障害児(者)等であって、障害福祉サービスまたは障害児通所支援の支給決定を受けたもの。
②医療的ケア及び常時介護が必要な難病（ALS、筋ジストロフィー）患児(者)であって、障害福祉サービスまたは障害児通所支援の支給決定を受けたもの。